

平成29年2月13日 制定（国空航第9531号）

令和6年3月27日 最終改正（国空安政第2949号、国空無機第238226号）

地方航空局における最低安全高度以下の高度の飛行に係る許可の事務処理基準

航空局長

1. 目的

この基準は、航空法（昭和27年法律第231号）第81条ただし書及び航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第175条に規定する最低安全高度以下の飛行（以下「低空飛行」という。）に係る許可のうち、規則第240条第1項第27号及び第242条の表第2号の規定により、地方航空局長が行うこととされているものの事務処理基準を定めることを目的とする。

2. 対象

この基準において対象とする、地方航空局において取り扱う低空飛行とは、以下に掲げる航空機によって実施されるものをいうものとする。

- (1) 航空運送事業の用に供する航空機
- (2) 計器飛行方式により、又は夜間において飛行しようとする航空機
- (3) 物件を機体の外に装着し、つり下げ、又は曳航して運送しようとする航空機

3. 申請

3.1 申請の宛先

申請は、低空飛行を行おうとする場所を管轄区域とする地方航空局長に対し、所定の事項を記載した申請書を提出することにより行わせなければならない。なお、低空飛行を行おうとする場所が東京航空局及び大阪航空局の管轄区域の双方にわたる場合には、両局長に対し申請させなければならない。

3.2 申請の様式及び申請にあたって必要となる事項

- (1) 申請は、別添様式1を使用して、以下に掲げる事項を記載して行わせることができるものとする。なお、必要な場合は申請書に参考資料を添付させることができる。
 - ①氏名及び住所
 - ②航空機の型式並びに航空機の国籍及び登録記号
 - ③飛行計画の概要
 - ④最低安全高度以下の高度で飛行する理由
 - ⑤操縦者の氏名及び資格

⑥同乗者の氏名及び同乗の目的

⑦その他参考となる事項

(2) (1) の申請書には、飛行計画の概要として、経路及び高度をできるだけ具体的に記載させるとともに、低空飛行を行おうとする場所（以下(2)において「低空飛行実施場所」という。）並びに緊急の際に利用可能な不時着陸地点及び低空飛行実施場所から当該不時着陸地点に至るまでの間における障害物件を図示した書面を添付させなければならない。

3. 3 緊急を要する場合の申請

(1) 3. 1の規定にかかわらず、回転翼航空機に係る申請であって、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号の災害及びこれに類する事態に際して緊急に支援活動をする必要がある場合については、電話により申請させることができる。この場合においては、氏名、使用機材、低空飛行の目的、低空飛行を実施する地点又は地域、利用可能な不時着地点等を記録簿(別添様式2)に記録するとともに、速やかに申請書を提出させなければならない。

(2) 3. 1及び3. 3(1)の規定にかかわらず、災害対策基本法第24条第1項に基づく非常災害対策本部が設置された場合、同法第28条の2第1項に基づく緊急災害対策本部が設置された場合その他航空局長が必要と認めた場合については、別に定める災害時に救援活動を行う航空機に係る許可手続等に関する処理要領（平成23年10月20日付、国空航第305号）に従うものとする。この場合であっても、必要事項を3. 3(1)に定める記録簿に記録するとともに、後日申請書を提出させなければならない。

3. 4 複数の場所で低空飛行を行う場合の申請

複数の場所で低空飛行を行おうとする場合にあっては、一括して申請を行わせることができる。

4. 許可基準

当該低空飛行が、次に掲げる(1)から(6)までの基準に適合すると認められる場合に限り許可することができるものとする。

(1) 当該低空飛行が次に掲げる飛行以外の飛行であること。

①石油コンビナート地帯上空の飛行

②原子力関係施設上空の飛行

③重要文化財指定建造物上空の飛行

④回転翼航空機による人又は家屋の密集地域上空における高度400フィート以下

での対気速度毎時 30 マイル以下の飛行

- (2) 当該低空飛行が特定の飛行目的を達成するために必要かつやむを得ないと認められる場合であること（この場合において、農薬剤、融雪剤の散布、送電線監視、撮影、物件投下、搜索救助訓練、地勢調査等の飛行目的の場合には低空飛行を必要とするときが多いと認められるが、作業方法、特殊機器（カメラ等）の使用等により低空飛行が不要な場合もあるので、総合的に判断するものとする。）。
- (3) 当該低空飛行の高度が、緊急の際に不時着陸を行わざるを得ない場合に地上又は水上の人又は物件に危険を与えることなく不時着陸できるものであること（この場合、航空機の滑空比、低空飛行実施地点から利用可能な不時着陸地点までの距離、低空飛行実施地点から当該不時着陸地点に至るまでの間における障害物の位置及び高さ、発動機の性能等から高度を総合的に判断するものとする。）。
- (4) 競馬場、野球場その他の競技場等において競技等の開催中にこれらの上空で低空飛行を行う場合は、主催者側の承諾を得ていること。
- (5) 多数の航空機が同一場所で同時に低空飛行を行う場合又は行う可能性が存する場合には、関係操縦士間において各航空機間の間隔、進入、旋回及び離脱の方法等について十分な調整が行われていること。
- (6) 航空運送事業者又は航空機使用事業者が人員のつり上げ・つり下げを伴う輸送を行う場合には、運航規程審査要領細則に定める当該輸送の要件に基づき運航規程等を定め、かつ、同要件に従って運航が行われること。

5. 許可期間

5. 1 許可期間

原則として 15 日以内とする。

5. 2 包括許可

5. 1 の規定にかかわらず、以下の基準に適合する場合は、次に掲げる期間を限度として包括的に許可することができる。

- (1) 4. の許可基準に規定された事項について許可期限内の状況変化が少ないと認められる場合であって、次の要件を全て満足する場合には、3 月を限度として包括的に許可することができる。
 - ① 同一の飛行目的により同一地域において低空飛行を行うものであること。
 - ② 飛行前に、申請時から状況の変化がないことを確認することとなっていること。
 - ③ 許可期間内であっても申請時から状況の変化があった場合には速やかに報告し、改めて申請を行うこととなっていること。
- (2) 当該地域において 6 月以上の低空飛行許可の実績があり、その間安全上の問題が生じていない場合であって、次の要件を全て満足する場合には、6 月を限度として

包括的に許可することができる。

- ①同一の飛行目的により同一地域において低空飛行を行うものであること。
- ②飛行前に、申請時から状況の変化がないことを確認することとなっていること。
- ③許可期間内であっても申請時から状況の変化があった場合には速やかに報告し、改めて申請を行うこととなっていること。

- (3) 航空運送事業者又は航空機使用事業者が行う、物件を回転翼航空機の機体の外につり下げて行う輸送（以下「つり下げ輸送」という。）に係る許可申請であって、運航規程等においてつり下げ輸送の実施方法を定めている場合は、1年を限度として包括的に許可することができる。また、国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関が行うつり下げ輸送であって、航空局長が適切であると認めた運航マニュアルに従うものに係る許可申請の場合も同様とする。

6. 許可手続

6. 1 多数の航空機が低空飛行を行う場合の措置

- (1) 多数の航空機が同一場所で同時に低空飛行を行う場合には、あらかじめ関係操縦士間で調整を行わせるものとする。
- (2) あらかじめ設定された各航空機間の間隔、進入、旋回及び離脱の方法等について、ノータム等により周知を図るものとする。

6. 2 許可等の処分

- (1) 許可は、申請者に対し許可書（別添様式3）を交付することにより行うものとする。
- (2) 申請者が最近まで低空飛行を行っていた場所又は申請者以外の者が現に低空飛行を行っている場所に係る許可の申請であって、申請者が遠隔地にいる場合等の事情により申請者に対し飛行前に許可書を交付することが困難である場合は、(1)の規定にかかわらず、許可書の交付前に処分の結果を口頭により伝達することにより行うことができる。
- (3) 口頭による申請を受理した場合は、(1)の規定にかかわらず、口頭により許可又は不許可の処分を行うことができる。ただし、口頭により許可を行う場合においては、速やかに申請者に対し許可書を交付するものとする。なお、口頭による申請を受理した場合は、記録簿に処分結果を記録することとする。
- (4) 不許可の処分を行う場合は、その旨を申請者に対し示すことにより行うものとする。
- (5) 許可書の交付を受けた後に、申請書の記載内容のうち、航空機の型式、飛行計画の概要及び最低安全高度以下の高度で飛行する理由に変更が生じた場合には、改めて申請書及び変更となった部分に係る添付書類を飛行前までに、低空飛行を行おうとする

場所を管轄区域とする地方航空局長に提出し許可を受けさせること。それ以外の変更については、飛行前までに当該書類を低空飛行を行おうとする場所を管轄区域とする地方航空局長に届け出させること。なお、低空飛行を行おうとする場所が東京航空局及び大阪航空局の管轄区域の双方にわたる場合には、両局長に対し提出させ、又は届け出させなければならない。

附 則（平成 29 年 2 月 13 日 国空航第 9531 号）

この改正通達は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 12 日 国空航第 115 号）

この改正通達は、平成 31 年 4 月 22 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 22 日 国空航第 2715 号）

この改正通達は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 11 月 5 日 国空航第 1797 号）

この改正通達は、令和 3 年 11 月 5 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 27 日 国空安政第 2949 号、国空無機第 238226 号）

この改正通達は、令和 6 年 3 月 29 日から施行する。

最低安全高度以下の高度での飛行許可申請書

年 月 日

〇〇航空局長 〇〇〇〇 殿

氏名又は名称 及び住所 並びに法人の場合は 代表者の氏名	
連絡先	

航空機が最低安全高度以下の高度で飛行（低空飛行）することについて、航空法第 81 条ただし書の規定による許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

航 空 機	型 式	
	国 籍	
	登 録 記 号	
飛 行 計 画 の 概 要	飛 行 の 目 的	
	日 時	
	経路及び高度 （経路及び高度を表示するほか、右に掲げる事項を記載した図面を添付すること）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経路上の飛行高度 ・ 低空飛行を実施する地点又は地域 ・ 利用可能な不時着地点及び低空飛行実施場所から当該不時着陸地点に至るまでの間における障害物並びに人又は家屋の密集の程度
低空飛行をする理由		
操 縦 者	氏 名	
	資 格	定 期 ・ 事 業 用 ・ 自 家 用
同 乗 者	氏 名	
	同 乗 の 目 的	
その他参考となる事項		

記 録 簿

法第 81 条ただし書の許可申請

1. 申請者

所属・氏名		通報者名	
連絡先			

2. 航空機の型式ならびに国籍及び登録記号

--

3. 飛行の日時

日 時	
-----	--

4. 最低安全高度以下の飛行の場所及び高度

--

5. 操縦者の氏名及び資格

--

6. 同乗者の氏名及び資格

--

7. 目的 災害に対する支援活動

8. その他参考となる事項

--

9. 処 分

月	日	時	分	許 可 番 号	号
許可	不許可	担	当	者	

第 号

許 可 書

殿

年 月 日付け 第 号で申請のあった
最低安全高度以下の高度における飛行は、航空法第 81 条ただし書の規定により、
下記の条件を付して申請のとおり許可する。

記

航空機の安全又は地上若しくは水上の人若しくは物件の安全に影響を及ぼすよ
うな重要な事情の変化があった場合は、許可を取り消し又は新たに条件を付加す
ることがある。

年 月 日

〇〇航空局長 ○ ○ ○ ○ 印

(注) 申請書に文書番号の記載がある場合に限り、本許可書にもそれを記載するものとする。